

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （特別土地保有税、都市計画税）	
要望項目名	森林法等の一部改正に伴う税制上の所要の措置（国立研究開発法人森林総合研究所の名称変更等に伴う措置）	
要望内容（概要）	<p>奥地水源地域における森林整備の推進を図るため、「森林法等の一部を改正する法律」において国立研究開発法人森林総合研究所法（以下「森林総合研究所法」という）を改正し、国立研究開発法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という）が附則業務として実施していた水源林造成業務を本則に位置づけるとともに、名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という）に改めることに伴い、森林総合研究所が現在受けている法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、特別土地保有税、都市計画税の非課税措置や特例措置について、森林研究・整備機構においても継続されること。</p>	
関係条文		
減収見込額	<p>[初年度] — （ 精査中 ） [平年度] — （ 精査中 ）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>森林総合研究所が行う水源林造成業務は、国民生活・国民経済に不可欠な社会資本である奥地水源林を造成するもので、特に立地条件が悪く、森林所有者の自助努力では整備が困難な無立木地等において、国に代わり森林総合研究所が実施してきたところ。本業務については、平成20年4月に解散した旧独立行政法人緑資源機構から事業を承継して森林総合研究所が附則業務として暫定的に行ってきたところである。</p> <p>一方、近年、奥地水源地域の多くは、経営条件が厳しく、採算割れのリスクが高いため、適切な森林施策が実施されず、林床植生の消失や森林の過密化により森林の劣化が進んでいることから、間伐等の適切な森林整備を実施し、当該森林の有する水源涵養等の公益的機能を回復させることが早急に必要となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、今般、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者が植栽した育成途上の森林について、公益的機能を維持するために必要な森林施策も、「水源林造成業務」に含め、 ・ 同時に、奥地水源地域の公的森林整備の担い手として、森林総合研究所を明確に位置付けるため、水源林造成業務を本則業務に位置づけるとともに、 ・ 名称を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に変更する <p>などの森林総合研究所法の改正を行ったところ。これを受け、引き続き森林総合研究所に奥地水源地域における森林整備を推進させ、奥地水源地域における水源涵養等の公益的機能の持続的かつ高度な発揮を確保していく。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>森林総合研究所の行う研究・開発の業務や水源林造成業務等は、公共性・公益性の極めて高いものであることから、これまで非課税措置や特例措置を受けていたところである。</p> <p>今般の新設要望は、森林総合研究所が暫定的に行っていた水源林造成業務を本則に位置づけ、名称を森林研究・整備機構に変更することに伴い要求するものであり、業務内容については変更ないことから、これまで同様に森林総合研究所が受けてきた非課税措置や特例措置を継続する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案		
ページ		3 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
	政策の達成目標	林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	(新規要望)
有効性	要望の措置の適用見込み	森林研究・整備機構に適用
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税の非課税措置等の国税に係る所要の措置について要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	森林研究・整備機構については、森林総合研究所が行ってきた公共性・公益性の高い業務を引き続き行うものであるから、今回の要望は妥当なものである。
	ページ	3 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	3 — 3